(5)教授会

① 設置の趣旨(目的)及び組織

ア 組織設置の趣旨(目的)

教授会は、学校教育法第 93 条に則り整備された上越教育大学教授会規則に基づき、学長が次に掲げる事項の決定を行うに当たり意見を述べるものである。

- i) 本学の学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- ii) 学位の授与に関する事項
- iii) 学籍(退学、転学、留学、休学及び除籍を除く。) に関する事項
- iv) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- v) 教員の採用及び昇任等に関する事項

また、教授会はこのほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項を審議し、及び学長の求めに応じ、 意見を述べることができる。

イ 組織の構成及び構成員等

教授会は、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教及び助手で組織されている。

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

教授会は、原則、毎月第4水曜日に開催。令和2年度は、19回(第277回~第295回)開催した。

イ 審議された主な事項

主な審議事項は、①名誉教授の推薦、②令和3年度学部入学者選抜方法の概要、③教員人事(非常勤講師(新規候補者)の選考等)、④新型コロナウイルス感染症に対応した令和3年度大学院入試(中期募集以降)の実施方法、⑤新型コロナウイルス感染症に対応した令和3年度学部入試の選抜方法等、⑥令和2年度前期学位論文等提出者に係る学位論文等総合審査、⑦卒業・修了判定、⑧入学者選抜試験合格者の判定、⑨令和3年度教育職員免許取得プログラム受講者の判定、⑩令和3年度教職大学院1年制プログラム履修者の判定、⑪令和4年度以降の採用・昇任等の教員選考に係る人事教授会における採決方法、⑫赤倉野外活動施設の今後の運営、⑬大学改革に伴う大学院担当教員審査、⑭令和3年度長期履修学生の判定、⑮上越教育大学教授会規則の一部改正、⑯学生の懲戒、⑪教授会の専門委員会における定足数の見直し等であった。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

「平成 27 年度以降の教授会の主な審議事項」に基づき、審議事項等を精選して教授会を運営し、会議時間の短縮を図った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

教授会は、関係法令及び本学規則等に則り設置・運営されており、個々の教員が大学運営に携わっている実感が得られるよう、全大学教員(学長、副学長、教授、准教授、講師、助教)で構成しており、学長・副学長と教員が直接意見交換を行う重要な組織として十分に機能している。